

図1 標榜者算定の基準

従来	新規決算における保険費算定の基準
○	1. 5月のうち、月によって、6ヶ月以前の結果の記載を受けて、アオ、スルの選択を併用して、丁寧でこの年の実績と一緒にして示すなど、通常、受け手の感覚に沿った説明基準における実力の場合
○	3. 5月のうち、5月までの月によって、年次の定期報告を受ける場合
○	4. 5月のうち、5月までの月によって、ハイハイによる算出方法があつた場合

王維詩集 十

新しい基準追加

なる場合
つまり、これが
法定してい
ない場合
ではない」
世間一
般的な常
識の範囲
で「これ
は不當
だ」「実
際とかけ
離れてい
る」など
と嘆いて
みても、
どうにも
なりませ
んでした。しかも、これが
50年続いたことになるので
す。実務において旧社会
保険庁時代は、各都道府県
でそれぞれ独自の運用によ
り、ある程度実態に即した
標準報酬月額になるような
措置が取られておりまし
が、平成22年1月の「日本
年金機構」発足により、こ
の取り扱いもなくなりまし
た。日本年金機構発足後初
の定時決定が昨年行われた
結果、36年通達の取り扱い
に対する苦情や不服申立て
が増えたのでしょうか、今
年度より4つ目の基準が追
加されたのです。新しい基

Figure 3 illustrates the relationship between the number of cases and the actual settlement amount versus the standard settlement amount. The Y-axis represents the 'Actual Settlement Amount' (実績額) and the X-axis represents the 'Number of Cases' (件数). Two bars are shown: one for 'Actual' (Actual) and one for 'Standard' (標準). The 'Actual' bar is significantly higher than the 'Standard' bar, indicating a large discrepancy.

所長の

契約はお互いの合意で成立するのが原則です。労働契約もその通りですが、本紙のV.O.L.3での「65歳までの継続雇用義務」という表現は、法定年後の再雇用において同じ条件で雇用しなければならないような誤解を生むのではないかというご指摘をいただきました。確かにその通りで、法律も「65歳まで雇用の確保」を義務付けているだけで、労働条件まで強制しているものではありません。最低賃金や法定労働時間など法律上規制されているものもありますが、労使双方の合意のもとに継続雇用される制度があればよいわけです。それはそもそも法律で要求している目的とは異なるものかもしれません。开始年齢の引き上げが要因でもあります。年金支給開始年齢の引き上げが要因でもあります。年金支給権限が年齢を60歳から引き上げることもあり得るということです。今定年年齢を60歳以上から引き上げようとする議論がありますが、労使双方に合意のうえで実現すれば雇用できなくなることがあります。若年層の雇用が縮小されないよう切に思います。

健康保険法
厚生年金保険法

50年ぶりの通達改正

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等があります
たら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します

月刊労務ペース

Vol. 5

発行所 秋田市保戸野金砂町2-61
社会保険労務士法人 稲井事務所

本誌掲載の記事・写真などの無断複
製・配信を禁じます。
〔C〕社会保険労務士法人 稲井事務所
電話 0185-22-5111

Q 社会保険（健康保険、厚生年金保険）でいう「報酬」ってどんなものを指すの？

Q 標準報酬月額の決定方法には「定時決定」以外にどんなものがあるの?

A 金、給与、俸給、手当、賞与など名称を問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのものを社会保険では「報酬」といい、金銭だけではなく現物で支給されるものも含みます。臨時に受けるものへ慶弔費や大入り袋、チップや傷病見舞金)や年支給3回以下の賞与などは除きます。へ年3回以下の賞与は「標準賞与額」の対象です。ここでは説明を省略します。

Q 標準報酬月額の決定方法には「定時決定」以外にどんなものがあるのです?

A 4つの方法があります。①入社時に届ける「資格取得届」によつて決められる「資格取得時決定」。②毎年一回この時期に提出する「算定基礎届」で行われる「定期決定」。

本給(月給や時間給)、諸手当(残業、通勤、住宅、家族、役職、精

支給の価格(金額換算額)は、各都道府県毎に決められています。

回答 社会保険労務士 佐々木 健

Q & A (報酬関係)